# NEWS RELEASE



24-D-1573 2025年1月28日

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価の レビュー結果を公表します。

## 合同会社 NSIP2023

グリーンフ	据置	
総合評価  Green 1(F)	グリーン性評価 (資金使途) g1(F)	管理·運営· 透明性評価 m1(F)
発行体/借入人	合同会社 NSIP2023	
評価対象	合同会社 NSIP2023 グリーンファイナンス・フレームワーク	

## 評価の概要

#### ▶▶▶1. 合同会社 NSIP2023 の概要

合同会社 NSIP2023 は、貸付人及び NSIP2023 の匿名組合出資者からなる投資家が特定の資産(不動産を裏付けとした信託受益権)への投資を行うためにアレンジされた合同会社である。NSIP2023 は野村不動産投資顧問株式会社とアセット・マネジメント契約を締結しており、当該契約に基づき、資産の管理・運用等に関する業務を野村不動産投資顧問に委任している。

野村不動産投資顧問は、2003 年 1 月に野村不動産ホールディングス株式会社の 100%出資によって設立された不動産運用会社である。「お客様を第一とした運用パフォーマンスの追求」を企業理念とし、野村不動産グループが築き上げた資産運用のノウハウやネットワークを活用しながら、国内外の投資家の信頼に値する価値の創造を追求している。業界のフロントランナーとして、私募不動産ファンドや上場 REIT、私募 REIT 及び国内外における FoFs(ファンド・オブ・ファンズ)等、多彩なリスク・リターンの不動産金融商品を投資家に提供する、国内屈指の不動産運用会社である。不動産系の運用会社としては国内最大級の 1 兆 8,050 億円(2024 年 9 月末日現在、以下同様)の運





用資産残高を有しており、上場 REIT として野村不動産マスターファンド投資法人で 1 兆 1,300 億円、私募 REIT として野村不動産プライベート投資法人で 4,640 億円、私募ファンドとして 1,790 億円をそれぞれ運用している。

#### ▶▶▶2. 野村不動産投資顧問の ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

野村不動産投資顧問は、中長期的な投資主価値の向上を図るためには、サステナビリティへの取り組みが不可欠であると認識しており、野村不動産グループのサステナビリティポリシーに基づき、不動産投資運用業務全般において、サステナビリティに取り組んでいる。足もとでも、2024年4月1日付でサステナビリティ方針を改定した他、同年に野村不動産投資顧問は社会に対して提供できる価値や社会に存在する意義を問い直し、「人びとの豊かな人生の舞台を、創りつづける」を Purpose (私たちの存在意義)、「Visionary」、「Professionalism」、「Fairness」を Values (大切にする価値観)として公表し、事業を展開している。

国際的なイニシアティブ等への参画や外部評価の取得を積極的に実施しており、2017 年 12 月には責任投資原則(PRI)及び国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)の基本的な考えに賛同し、署名機関となっている。PRI では ESG 課題を投資の意思決定に取り込むことが提唱されているが、その実践として、運用資産の中長期的な投資主価値の向上を図るため、ESG に配慮した運用を実施している。また、2023 年 9 月には 2050 年までに運用資産における温室効果ガス排出量のネットゼロを目指す国際イニシアティブである Net Zero Asset Managers initiative へ賛同・署名をした。本署名により、野村不動産投資顧問と、同社が運用する投資法人の温室効果ガス排出量ネットゼロへの姿勢を一体化し、ネットゼロに向けた取り組みの推進を加速することを目指すとしている。 さらに同社が運用する投資法人においては、2016 年から参加している GRESB リアルエステイト評価において、たびたびセクターリーダーに選出されるとともに、最上位の 5 Star を含めた 4 Star 以上の高い評価を継続的に獲得している。

#### ▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、NSIP2023 が債券又は借入金(グリーンファイナンス)により調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク(本フレームワーク)である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則 $^1$ 」、「グリーンローン原則 $^2$ 」、「グリーンボンドガイドライン $^3$ 」及び「グリーンローンガイドライン $^4$ 」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCR では評価を行う。

JCR は、2024 年 1 月 11 日に NSIP2023 の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価"Green 1(F)"を公表している。今回のレビューは、2024 年 4

https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf <sup>4</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」 https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/

Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 https://www.npuga.ip/content/000264120.pdf



月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、NSIP2023 が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

NSIP2023 は、2024 年 1 月時点の本フレームワークにおいて、予め定められた適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金及び当該資金のリファイナンス、並びに改修工事資金を資金使途と設定している。NSIP2023 は、今般のフレームワークの更新に際し、グリーンビルディングの適格クライテリアについて、BELS 評価の適格ランクの変更を行った。本変更内容について引き続き環境改善効果を有するものであると、JCR は評価している。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている点に変更はない。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

資金使途の対象となるプロジェクトの選定プロセスについては、適格クライテリアの策定プロセスについて一部変更されたものの、引き続き野村不動産投資顧問の経営陣が関与するよう適切に定められていることを、JCR は確認している。資金管理については、2024 年 1 月時点の本フレームワークから変更はなく、適切な管理体制が構築され、外部監査等を通じた統制が働いている。レポーティングについても、同様に変更はなく、資金充当状況及び環境改善効果に関して予め定められた項目が、ウェブサイト等で開示される予定である。以上より、JCR は NSIP2023 における管理運営体制が確立されており、前回評価と同様に、透明性を有するものであると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価(資金使途)」を"g1(F)"、「管理・運営・透明性評価」を"m1(F)"とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を"Green 1(F)"とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。



## 目次

## ■レビュー事項

## ■レビュー内容

- 1. 調達資金の使途
- 2. 資金使途の選定基準とプロセス
- 3. 調達資金の管理
- 4. レポーティング
- 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

## ■レビュー結果(結論)





## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

#### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

#### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とその プロセスの妥当性及び一連のプロセスについて変更後も引き続き適切であるか。

#### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、そ の充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

#### 4. レポーティング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポーティング及びインパクトレポーティングに係る開示体制が引き続き適切に整備されているか。

#### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。



## レビュー内容

#### 1. 調達資金の使途

NSIP2023 は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている(太字及び下線を施している部分が今般の変更点)。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

### 資金使途にかかる本フレームワーク

#### (1) 調達資金の使途

当社は、グリーンファイナンスにより調達した資金の総額と同額を、グリーン適格資産(下記(1)-2に記載する「適格クライテリア」を満たす既存又は新規の特定資産をいいます。)の取得資金、グリーン適格資産の取得に要した借入金(グリーンローンを含みます。)の借換資金及び付随する諸費用に充当します。

#### (1) -2 適格クライテリアについて

下記 a.~c.のいずれかの有効なグリーン認証(又は再認証)をグリーンファイナンスの払込期日に取得済又は今後取得予定であること。

- a. DBJ Green Building 認証:3 つ星以上
- b. BELS 評価:

平成28年度基準:3つ星以上※

令和6年度基準: 非住宅 レベル4以上

住宅 レベル3以上

- c. CASBEE 不動産評価認証: B+ランク以上
- ※ 物流倉庫を含む工場等において BEI = 0.75 超の場合を除く

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

NSIP2023 は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、BELS 評価の適格ランクの変更を行っている。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された BELS 評価の概要を以下に示す。





#### BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称(Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI(Building Energy Index)によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準(平成 28年度基準)では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準(令和 6 年度基準)が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6 (消費エネルギー削減率が 50%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満)の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 50%未満)の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満)以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

NSIP2023 が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ基準(住宅:BEI 値 0.8 以下、非住宅:BEI 値 0.75 以下)を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。



#### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

NSIP2023 は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている(太字及び下線を施している部分が今般の変更点)。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

## <u>プロセス</u>にかかる本フレームワーク

#### (2) プロジェクトの評価・選定のプロセス

適格クライテリアは、当社の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)の**決裁権限規程に基づき**決定されます。

グリーンファイナンスにより調達した資金の使途対象となるグリーン適格資産は、資産運用会 社の決裁権限規程に基づき投資委員会又は私募ファンド運用部長の決裁を経て選定されます。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では改訂された本フレームワークにおいて、記載文言について変更があったものの、資金使途の選定基準及びそのプロセスの中核に変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。



#### 3. 調達資金の管理

NSIP2023 は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている(変更点なし)。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

#### (3) 調達資金の管理

グリーンファイナンスの残高が存在する限り、各ファイナンス単位で充当済み資金を資産運 用会社にて追跡・管理します。

グリーンファイナンスで調達した資金は、速やかに又は早期に、グリーン適格資産の取得資金、グリーン適格資産の取得に要した借入金の借換資金、及び付随する諸費用に全額充当します(グリーンファイナンス調達後に未充当が発生した場合には、適格クライテリアを満たす他の資産等に再充当します。)。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。



#### 4. レポーティング

NSIP2023 は、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている(変更点なし)。

#### レポーティングにかかる本フレームワーク

#### (4) レポーティング

a. 資金充当状況レポーティング

グリーンファイナンスで調達された資金の全額が早期に又は一時的にグリーン適格資産に 充当されない場合、速やかに、調達資金の充当状況を示すレポートを資産運用会社のウェブ サイトにて公表します。

また以下の情報について更新が必要な場合には、グリーンファイナンスの残高が残存する 限り、各年の9月末時点における情報を資産運用会社のウェブサイトにて公表します。

- ・グリーン適格資産の帳簿価額総額
- ・グリーン適格負債額
- ・グリーンファイナンスの残高

#### b. インパクト・レポーティング

以下の情報について更新が必要な場合には、グリーンファイナンスの残高が残存する限り、 各年の9月末時点における情報を資産運用会社のウェブサイトにて公表します。

- ・グリーン適格資産の物件数
- ・取得した各グリーン認証の種類及びレベル

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポーティングについて適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

また、野村不動産投資顧問のホームページにおいて、資金充当レポーティング、インパクトレポーティングが本フレームワークに基づき適切に運用されていることを JCR は確認している。



#### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

野村不動産投資顧問は、中長期的な投資主価値の向上を図るためには、サステナビリティへの取り組みが不可欠であると認識しており、野村不動産グループのサステナビリティポリシーに基づき、不動産投資運用業務全般において、サステナビリティに取り組んでいる。足もとでも、2024年4月1日付でサステナビリティ方針を改定した他、同年に野村不動産投資顧問は社会に対して提供できる価値や社会に存在する意義を問い直し、「人びとの豊かな人生の舞台を、創りつづける」を Purpose (私たちの存在意義)、「Visionary」、「Professionalism」、「Fairness」を Values (大切にする価値観)として公表し、事業を展開している。

## 信じて、挑む

~ 豊かな未来につなげるために ~

わたしたちは、地球・社会の一員として、不動産の投資・運用ビジネスに長期の視点でサステナビリティを取込み、 新たな価値を創り続けていきます。

ひとつひとつ積み重ねていくことで、環境が保全され、たくさんの笑顔もあふれ、 街や地域に賑わいが生まれ、経済や産業が発展します。

そのような豊かな社会では、サステナビリティの取組みについての理解・評価が進み、 わたしたちのビジネスの機会も広がります。

このような循環を創り持続させていくことが、豊かな未来につながると信じて、挑み続けていきます。



#### 図 1 野村不動産投資顧問 サステナビリティ方針5

野村不動産投資顧問は、不動産の運用に加えて、国際的なイニシアティブ等への参画や外部評価の取得にも積極的に取り組んでいる。2017 年 12 月には責任投資原則 (PRI) 及び国連環境計画・金

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 野村不動産投資顧問ウェブサイト https://www.nre-am.co.jp/sustainability/sustainability.html





融イニシアティブ(UNEP FI)の基本的な考えに賛同し、署名機関となっている。 PRI では ESG 課題を投資の意思決定に取り込むことが提唱されているが、同社でも、その実践として、運用資産の中長期的な投資主価値の向上を図るべく ESG に配慮した運用を実施している。また、2023 年 9 月には 2050 年までに運用資産における温室効果ガス排出量のネットゼロを目指す国際イニシアティブである Net Zero Asset Managers initiative へ賛同・署名をした。本署名により、野村不動産投資顧問と、同社が運用する投資法人の温室効果ガス排出量ネットゼロへの姿勢を一体化し、ネットゼロに向けた取り組みの推進を加速することを目指すとしている。さらに同社が運用する投資法人においては、2016 年から参加している GRESB リアルエステイト評価において、セクターリーダーへの選出及び 4Star 以上の高い評価を受けた実績を有している。

野村不動産投資顧問が指定したファンドにおけるサステナビリティ推進体制としては、社長執行役員をサステナビリティ推進最高責任者とし、サステナビリティ推進執行責任者を委員長とするサステナビリティ推進会議にてサステナビリティに関する目標や施策の策定及び実施状況がモニタリングされる。同推進会議で協議された内容は、社長執行役員を委員長とする投資委員会にて承認され、取締役会に報告される形で統制がとられている。サステナビリティ推進会議のメンバーには、各ファンド運用部の ESG 担当者が含まれ、運用企画部のサステナビリティに関する専門チームのサポートの下、実務を行っている。また、サステナビリティに関する目標や施策の策定にあたって、外部機関の助言を適切に活用している。

以上より、JCR では、野村不動産投資顧問がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題を討議する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の実務担当部署や外部の専門家の知見を取り入れつつサステナビリティに関する取り組みを進めている点について、高く評価している。



## レビュー結果(結論)

## Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子·稲村 友彦



#### 本評価に関する重要な説明

#### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所(JCR)が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナ ンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならび に資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明 です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・ 運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンフ ァイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワ ーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するもの ではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調 達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人(以下、発行体と借入人を総称して「資金調 達者」という)、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則 としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場 合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

#### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「サステナブルファイナ ンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

#### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、 信用格付業にかかる行為とは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束す るものではありません。

#### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

■ 本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象を問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象を問わず、また、JCR グリーンファイナンス評価は、同名用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等)について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

#### ■用語解説

プロアングレーンファイナンス・フレームワーク評価: グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。 評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

#### ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録 ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザー
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- 信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/en/) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

#### ■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

## 株式会社 🕨

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

